

別紙1-2-2-6-1

系統として機能、性能を達成する設備

(再処理本体 酸及び溶媒の回収施設

酸回収設備 第1、第2酸回収系)

1. 概要
2. 要求される機能、性能と主流路の考え方
  - (1) 要求される機能、性能について
  - (2) 酸回収系に係る主流路の考え方
  - (3) 主配管名称の設定の考え方
  - (4) 留意事項
3. 要求される耐震クラスの考え方
4. 抽出結果

添付1：別紙2 機能要求②抜粋（第1、第2酸回収系）

- (1) 第10条：閉じ込めの機能
- (2) 第24条：廃棄施設
- (3) 第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

添付2：申請対象設備リスト（第1、第2酸回収系）

添付3：申請対象設備抽出結果（第1、第2酸回収系）

- (1) 第1酸回収系
- (2) 第2酸回収系

## 1. 概要

本資料は、共通09 補足説明資料 別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備について、設計図書等に対して色塗りを行い、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出したものを示すものである。

## 2. 要求される機能、性能と主流路の考え方

### (1) 要求される機能、性能について

再処理本体 酸及び溶媒の回収施設 酸回収設備 第1、第2酸回収系（以下、「酸回収系」という。）に要求される機能、性能のうち、系統として達成する機能、性能は、以下のとおりであり、要求される機能、性能を踏まえて、酸回収系の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

酸回収系に係る機能要求②が要求される条文の「別紙2 抜粋版」を「添付1」及び「別紙1-1-40（共通09 別紙2 一覧）」に示す。

#### a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

##### (a) 第10条：閉じ込めの機能

- i. 【放射性物質の保持機能】
- ii. 【室等の漏えい拡大防止】

##### (b) 第24条：廃棄施設

- i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】
- ii. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】※

#### b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能

##### (a) 第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

- i. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】※

※第1酸回収系のみが該当

## (2) 酸回収系に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、酸回収系に係る主流路を設定する。

酸回収系に係る機能、性能について、「2. (1) 要求される機能、性能について」に示した「a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能」、「b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能」の系統機能毎に事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す。

酸回収系に係る機能、性能及び主流路の特定にあたっては、機能、性能及び主流路の基本となる「第10条：閉じ込めの機能」に着目してその範囲を特定した上で、当該設備に関連する「第24条：廃棄施設」及び「第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」に関する範囲を特定する。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能及び主流路

(a) 第10条：閉じ込めの機能

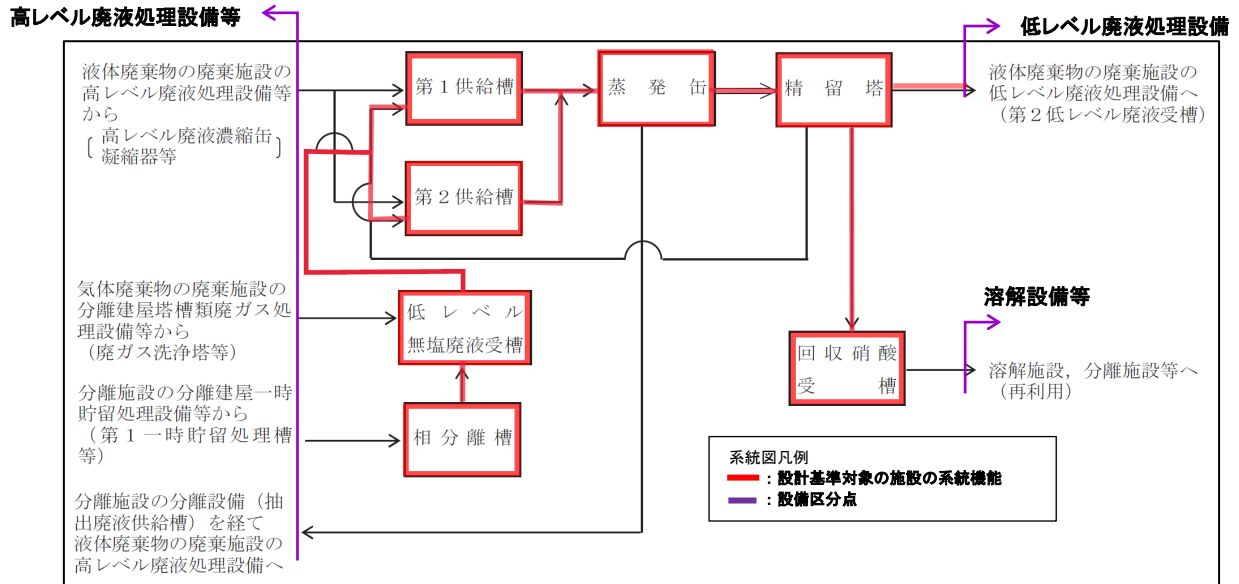
i. 【放射性物質の保持機能】

(i) 第1酸回収系（第2-1図参照）

第1酸回収系は、再処理設備本体 分離施設 分離建屋一時貯留処理設備から洗浄廃液を相分離槽に、放射性廃棄物の廃棄 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「分離建屋塔槽類廃ガス処理系」という。）から洗浄廃液を低レベル無塩廃液受槽に、放射性廃棄物の廃棄 液体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液処理設備 高レベル廃液濃縮設備から使用済硝酸を第1供給槽又は第2供給槽にそれぞれ受け入れた後、蒸発缶、精留塔にて使用済硝酸の蒸発および精留処理を行い、蒸発処理で発生した低レベル廃液（放射性トリチウムを含む）を放射性廃棄物の廃棄 液体廃棄物の廃棄施設 低レベル廃液処理設備（以下、「低レベル廃液処理設備」という。）へ移送、回収硝酸受槽で回収した回収硝酸を各設備へ移送するための設備であり、1系列で構成する。第1酸回収系では放射性物質によって汚染された放射性トリチウムを含む回収硝酸を取り扱うため、これを取り扱う系統を主流路として設定する。以下に具体的な主流路の範囲を示す。

- 相分離槽、低レベル無塩廃液受槽、第1供給槽、第2供給槽、蒸発缶、精留塔及び回収硝酸受槽並びにこれらの機器及びこれらの機器を結ぶ配管

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 i. 【放射性物質の保持機能】 (i) 第1酸回収系」に示す。



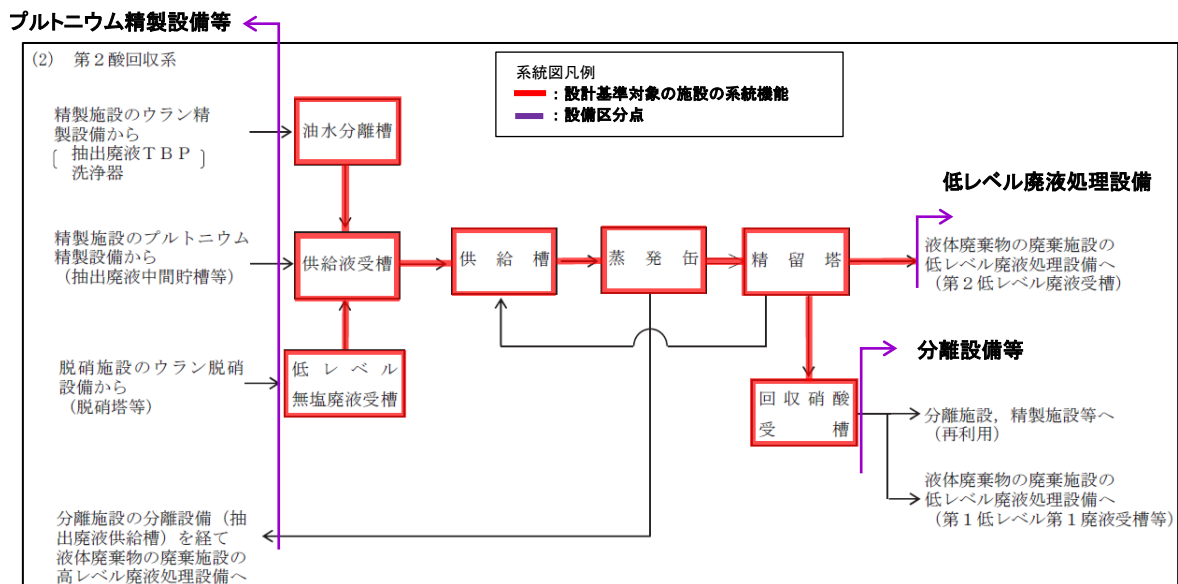
第2-1図 第1酸回収系 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第4.7-1図抜粋)

(ii) 第2酸回収系（第2-2図参照）

第2酸回収系は、再処理設備本体 精製施設 ウラン精製設備から抽出廃液を油水分離槽に、再処理設備本体 精製施設 プルトニウム精製設備から抽出廃液を供給液受槽に、再処理設備本体 脱硝施設 ウラン脱硝設備から凝縮液等を低レベル無塩廃液受槽にそれぞれ受け入れた後、供給槽、蒸発缶、精留塔にて使用済硝酸の蒸発および精留処理を行い、蒸発処理で発生した低レベル廃液（放射性トリチウムを含む）を低レベル廃液処理設備へ移送、回収硝酸受槽で回収した回収硝酸を各設備へ移送するための設備であり、1系列で構成する。第2酸回収系では放射性物質によって汚染された放射性トリチウムを含む回収硝酸を取り扱うため、これを取り扱う系統を主流路として設定する。以下に具体的な主流路の範囲を示す。

- 油水分離槽、供給液受槽、低レベル無塩廃液受槽、供給槽、蒸発缶、精留塔及び回収硝酸受槽並びにこれらの機器及びこれらの機器を結ぶ配管

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 i. 【放射性物質の保持機能】 (ii) 第2酸回収系」に示す。



第2-2図 第2酸回収系 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第4.7-1図抜粋)

ii. 【室等の漏えい拡大防止】

回収酸及び低レベル廃液等（以下、「低レベル廃液等」という。）を保有する系統の配管から漏えいが発生した場合には、漏えい液受皿により漏えいした溶液を保持（重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管を含む）し、計測制御系統施設 計測制御設備（以下、「計測制御設備」という。）の漏えい検知装置（「別紙1-3 計測制御設備」で抽出）で漏えいを検知する。

低レベル廃液等の漏えいした溶液は、漏えいした溶液を回収せずに保持した状態であっても、沸騰するおそれがなく公衆への影響が拡大することがないため、漏えいした溶液の保持に必要な漏えい液受皿を主流路として設定する。（第2-3図参照）

また、他設備の漏えい液受皿から重力流で回収先貯槽まで漏えい液を回収する配管も主流路として設定する。（第2-4図参照）

計測制御設備に関する機能、性能については、「別紙1-3」に示す。

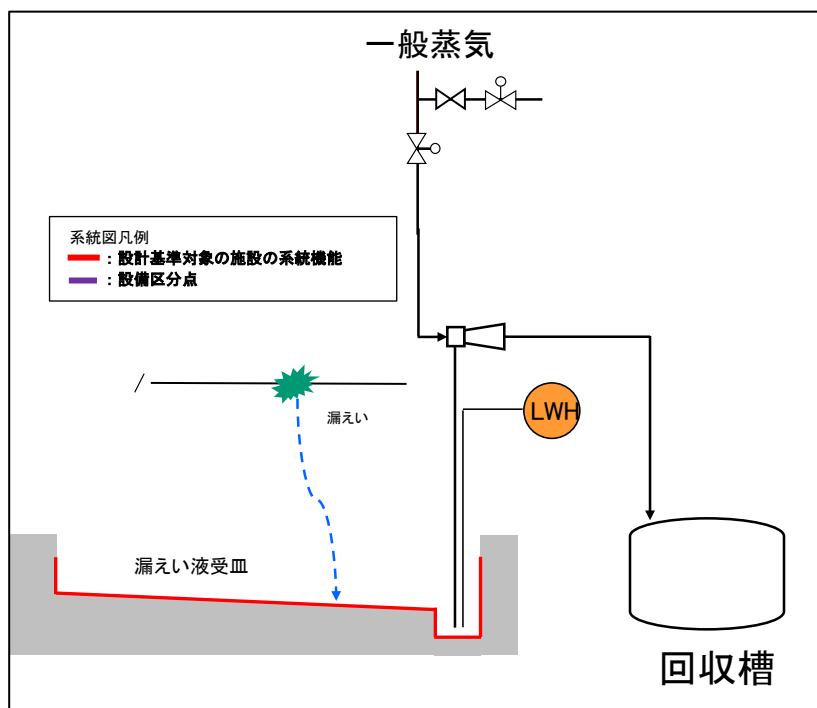
【室等の漏えい拡大防止】に係る酸回収系の範囲は、以下のとおり。

- ・漏えい液受皿
- ・回収槽 ( )
- ・重力流で貯槽に回収する配管 ( )

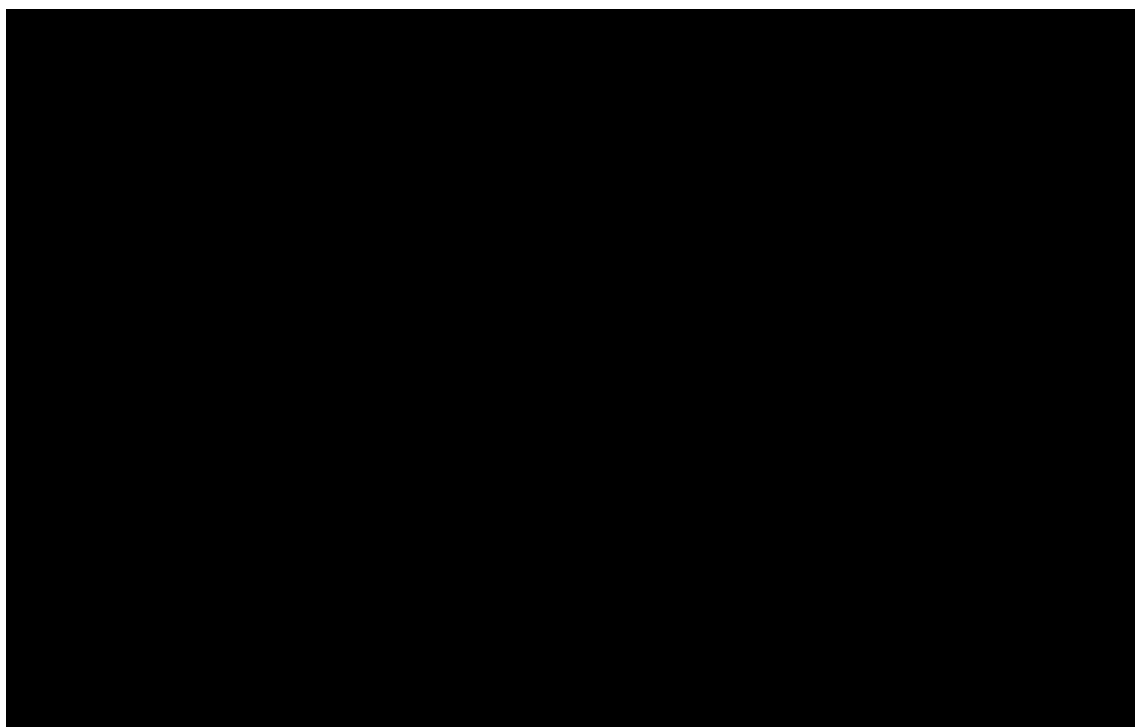
なお、第2酸回収系の漏えい液受皿には重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管及び回収槽に回収する配管は無く、漏えい液受け皿は漏えいした溶液を保持した状態を維持するため、【室等の漏えい拡大防止】に係る主配管は無い。

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 ii. 【室等の漏えい拡大防止】」に示す。





第 2 - 3 図 低レベル廃液等の漏えい液の保持  
(漏えいした溶液の保持)



第 2 - 4 図 低レベル廃液等の漏えい液の保持  
(重力流による回収)

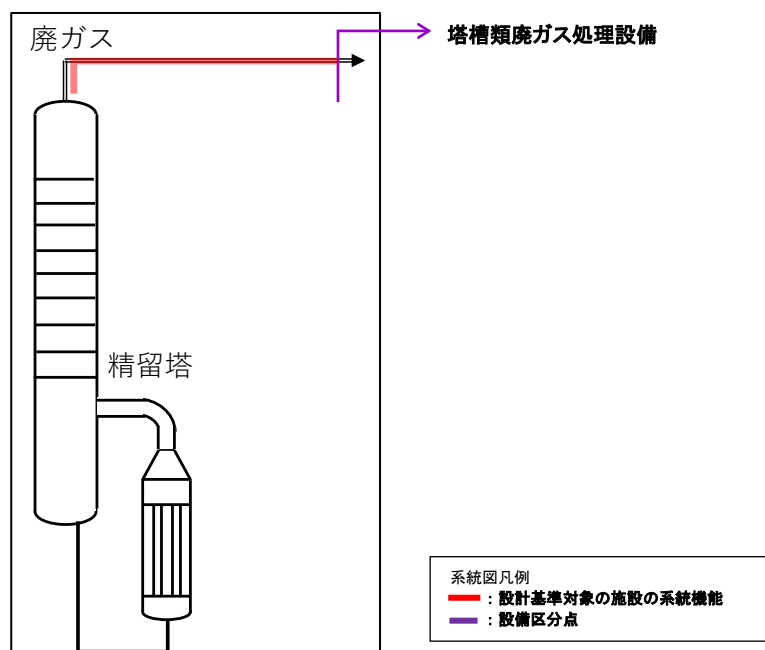
(b) 第24条：廃棄施設

i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】

酸回収系の一部は、酸回収系において使用済硝酸を蒸発・精留した際に発生する廃ガスを分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系又は放射性廃棄物の廃棄 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「精製建屋塔槽類廃ガス処理設備」という。）へ移送する流路を担っており、これらの系統を主流路として設定する。以下に具体的な主流路の範囲を示す。（第2－5図参照）

- 第1 酸回収系の精留塔から発生する廃ガスを分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系へ排気する配管
- 第2 酸回収系の精留塔から発生する廃ガスを精製建屋塔槽類廃ガス処理設備へ排気する配管

主管管の具体的な範囲は「2.（3）主管管名称の設定の考え方」の「(b) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に示す。



第2－5図 酸回収系 精留塔系統概要図  
(酸回収系からの塔槽類廃ガス処理設備への排気)

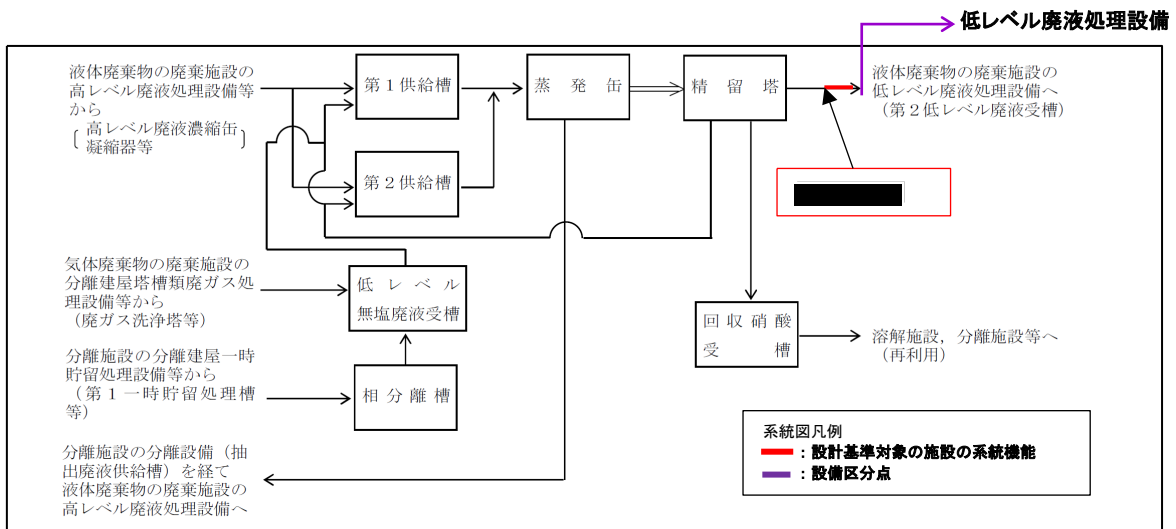
ii. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】

酸回収系で取り扱う放射性物質として、低レベル放射性廃液がある。

このうち、第1酸回収系において使用済硝酸を蒸発・精留した際に [ ] は、低レベル廃液処理設備（第2低レベル廃液処理系、精製建屋）への移送元貯槽であるため、 [ ] から第2低レベル廃液処理系までの移送系統を主流路として設定する。以下に具体的な主流路の範囲を示す。（第2-6図参照）

- 第1酸回収系の [ ] 及び第1酸回収系の [ ] から第2低レベル廃液受槽へ [ ] を移送する配管

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(b) 第24条：廃棄施設 ii. 【低レベル放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】」に示す。



第2-6図 第1酸回収系 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第4.7-1図抜粋)  
 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄)

b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能

(a) 第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

i. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】

「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器（以下、「蒸発乾固の発生を仮定する機器」という。）に内包する溶液を冷却するための【内部ループへの通水による冷却】が機能しなかった場合に、その他再処理設備の附属施設冷却水設備 代替安全冷却水系（以下、「代替安全冷却水系」という。）（「別紙1-2-5-4-2 代替安全冷却水系」で抽出）によりその他再処理設備の附属施設給水処理設備 水供給設備の第1貯水槽（以下、「第1貯水槽」という。）（「別紙1-2-5-3 水供給設備」で抽出）の水を放射性廃棄物の廃棄 気体廃棄物の廃棄施設 代替換気設備（以下、「代替換気設備」という。）のセル導出設備の凝縮器（「別紙1-2-4-1-5 代替換気設備」で抽出）へ通水することで、沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮水として漏えい液受皿等に回収する。

また、蒸発乾固の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し、大気中へ放出される放射性物質を低減する。

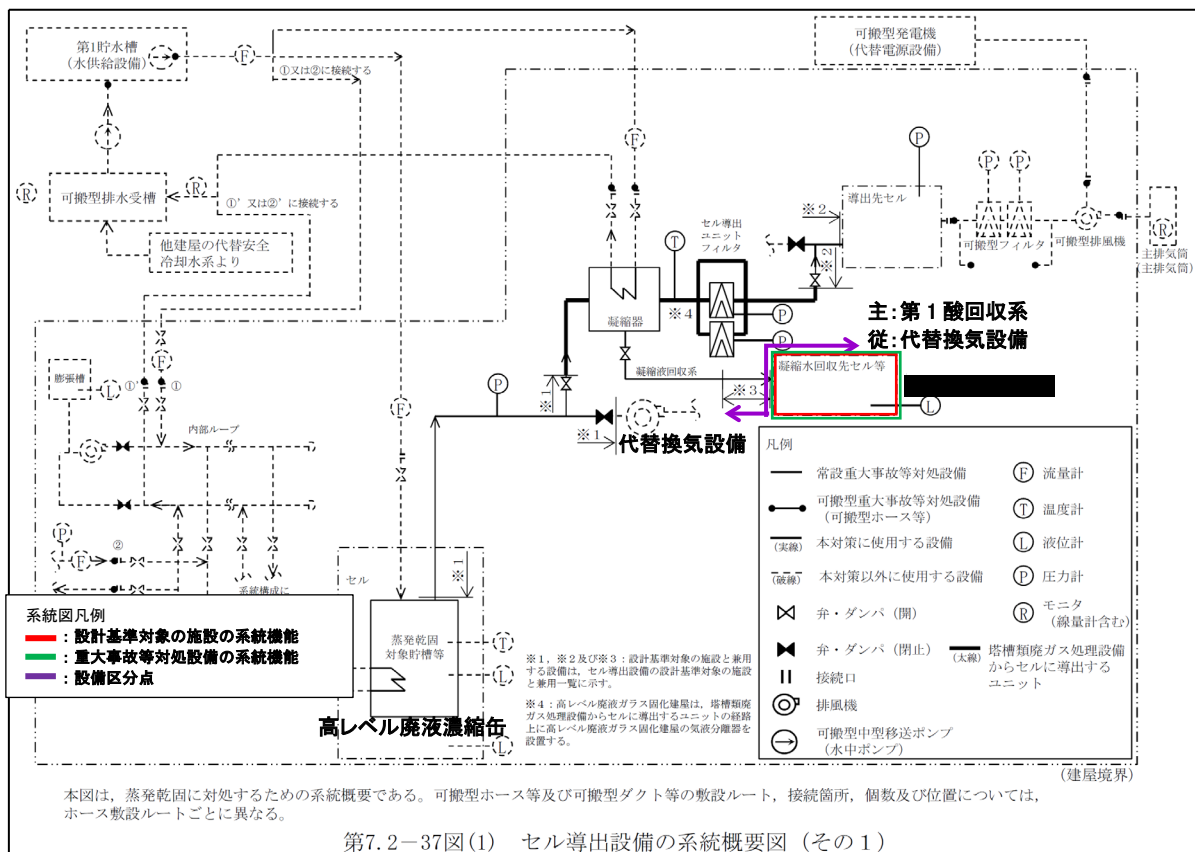
【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-5-4-2 代替安全冷却水系」、「別紙1-2-5-3 水供給設備」及び「別紙1-2-4-1-5 代替換気設備」に示す。

【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】に係る第1酸回収系の範囲は以下のとおり。（第2－7図参照）

- 沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮水として第1、第2供給槽に回収する経路のうち、  
[REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 i. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】」に示す。



第2-7 代替換気設備 (セル導出設備) 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-37図(1)抜粋)

### (3) 主配管名称の設定の考え方

酸回収系の主配管名称を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「2. (2) 酸回収系に係る主流路の考え方」で示した主要機器を用いて示し、主となる系統機能【放射性物質の保持機能】単位を基本とし、重大事故等対処設備として機能を期待する範囲等を踏まえて主配管名称を設定する。

このため、各系統機能に係る主流路の範囲に対し、系統機能、流体が異なる単位毎（主配管グループ）に纏め、「主配管（溶液保持系）」等と記載する。また、系統概要図にて主流路を設定した範囲と、「添付3（1）抽出リスト」、「添付2申請対象設備リスト」に示す主配管グループとの紐付け関係が判るように示す。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に従い、仕様表作成段階までに詳細化（from-to形式）を実施する。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能及び主流路


(a) 第10条：閉じ込めの機能

i. 【放射性物質の保持機能】

酸回収系の【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3-1図及び第3-2図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（溶液保持系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。



(i) 第1酸回収系

- 相分離槽⇒低レベル無塩廃液受槽⇒第1供給槽及び第2供給槽⇒蒸発缶⇒精留塔（第3-1図参照）
- 精留塔⇒⇒[第2低レベル廃液受槽\*]（第3-1図参照）
- 精留塔⇒回収硝酸受槽（第3-1図参照）

※ 第1酸回収系と低レベル廃液処理設備 第2低レベル廃液処理系との設備区分点は、第1酸回収系配管と低レベル廃液処理設備 第2低レベル廃液処理系の配管との合流部（溶接線）とする。

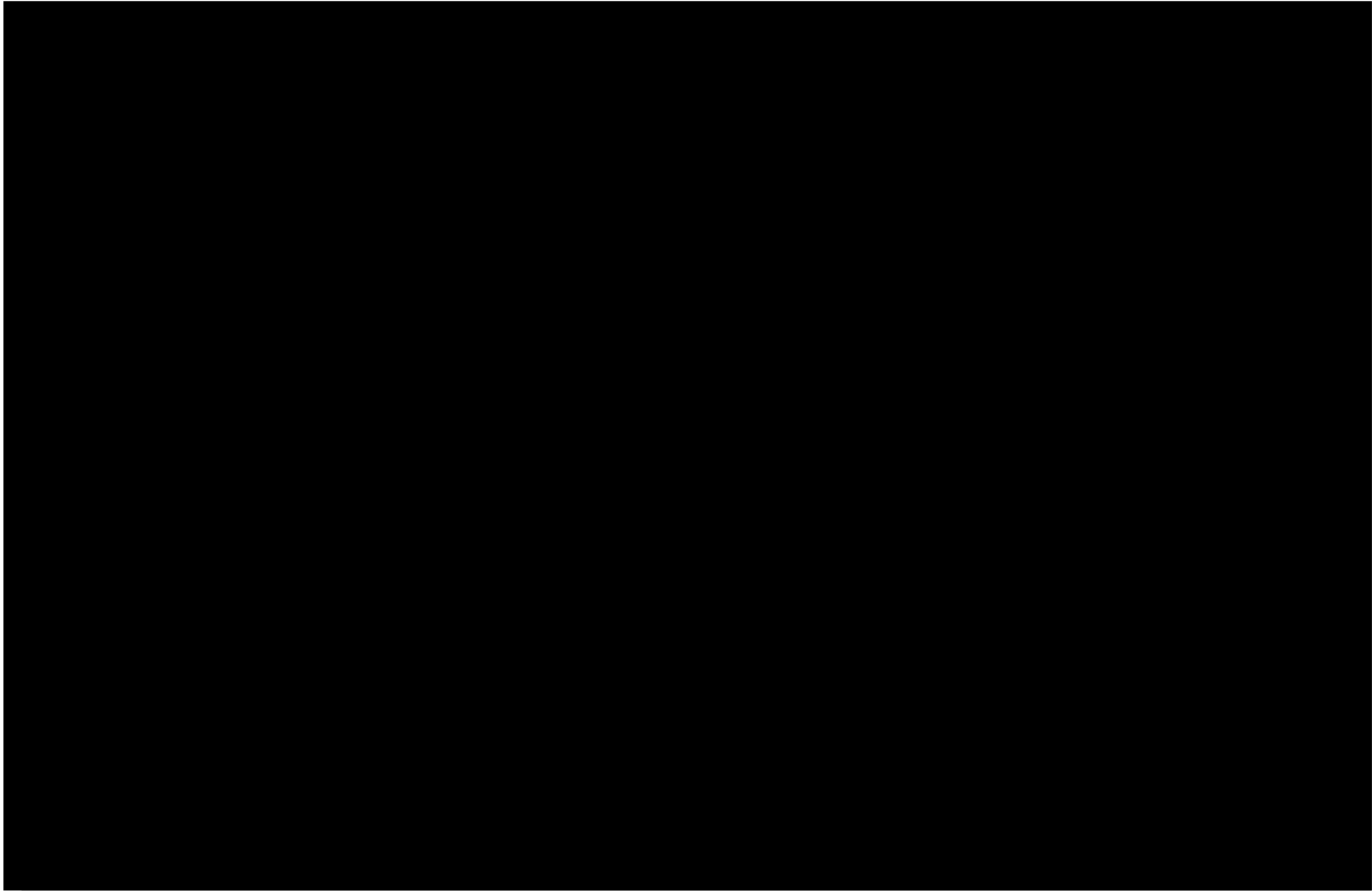
また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル廃液処理設備」で示す。

(ii) 第2酸回収系

- 油水分離槽、低レベル無塩廃液受槽⇒供給液受槽⇒⇒供給槽⇒蒸発缶⇒精留塔（第3-2図参照）
- 精留塔⇒\*]（第3-2図参照）
- 精留塔⇒回収硝酸受槽（第3-2図参照）

※ 第2酸回収系と低レベル廃液処理設備 第2低レベル廃液処理系との設備区分点は、第2酸回収系配管と低レベル廃液処理設備 第2低レベル廃液処理系の配管との合流部（溶接線）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル廃液処理設備」で示す。



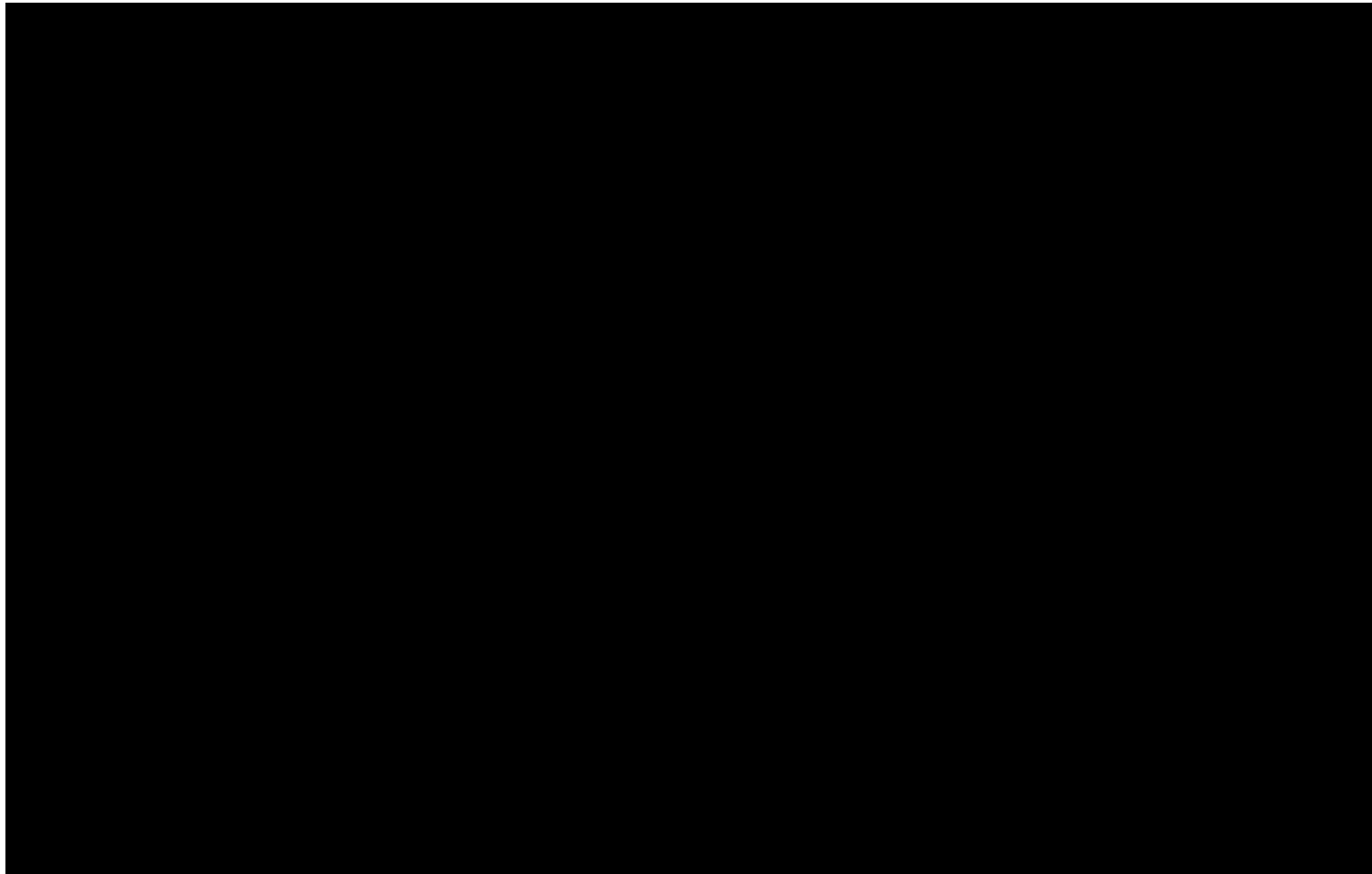
第1.2.6.1.1-1図  
第1酸回収系の系統図

図-ハ-1-7-1 G

1

第3-1図 第1酸回収系 系統図 (放射性物質の保持機能)





— : 設備区分点

第1.2.4.1.2-1図  
第2酸回収系の系統図(その1)

図-ハ-1-8-1

M

第3-2図 第2酸回収系 系統図(放射性物質の保持機能)

ii. 【室等の漏えい拡大防止】

酸回収系の【室等の漏えい拡大防止】に係る主流路（第3-3図及び第3-4図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（漏えい拡大防止系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

(i) 第1酸回収系（第3-3図）

- [漏えい液受皿<sup>\*</sup>] ⇒回収先の貯槽（低レベル無塩廃液受槽）
- 漏えい液受皿

※漏えい液受皿及び漏えい液受皿からの重力流回収配管の一部は分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系であり、第1酸回収系との設備区分点は、分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の重力流による回収配管と第1酸回収系配管の合流部（溶接線）とする。

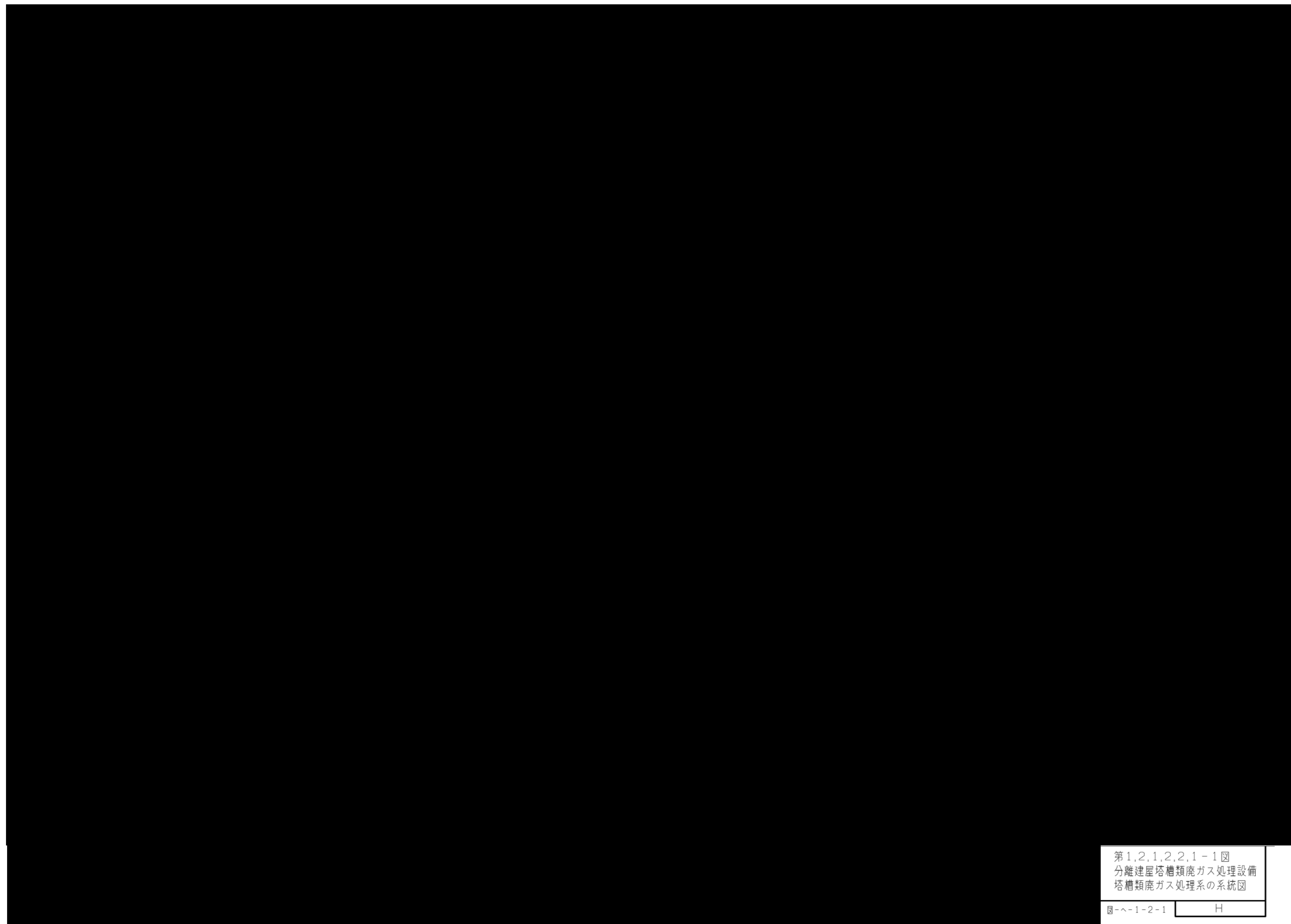
また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-1-2-2 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系」に示す。

(ii) 第2酸回収系

- 漏えい液受皿

（第3-4図参照）

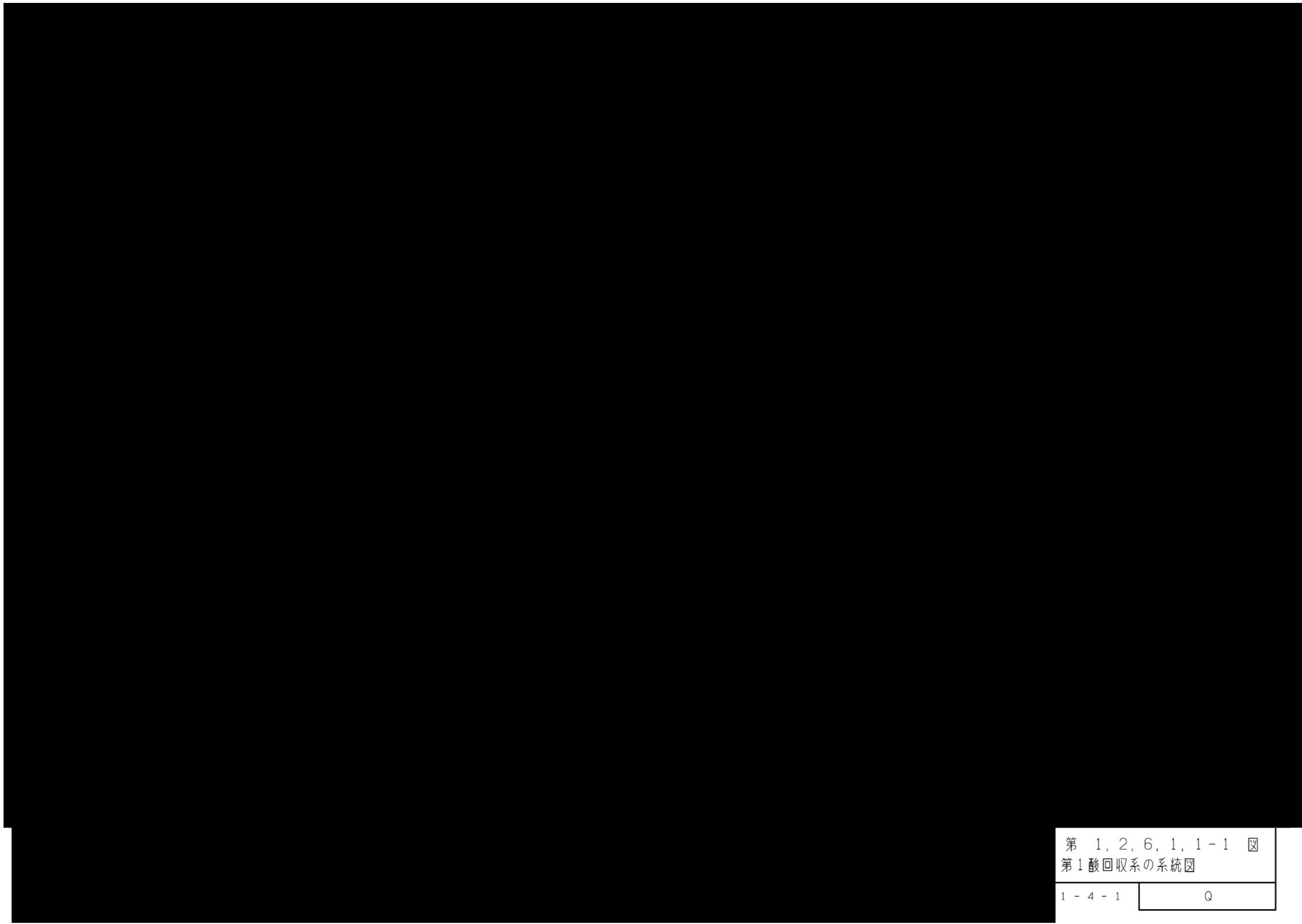
第2酸回収系の漏えい液受皿には重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管及び回収槽に回収する配管は無く、低レベル廃液等の漏えいした溶液は、漏えいした溶液を回収せずに保持した状態であっても、沸騰するおそれがなく公衆への影響が拡大することがないことから、漏えい液受け皿は漏えいした溶液を保持した状態を維持するため、【室等の漏えい拡大防止】に係る主要機器は漏えい液受皿のみであり、主配管は無い。



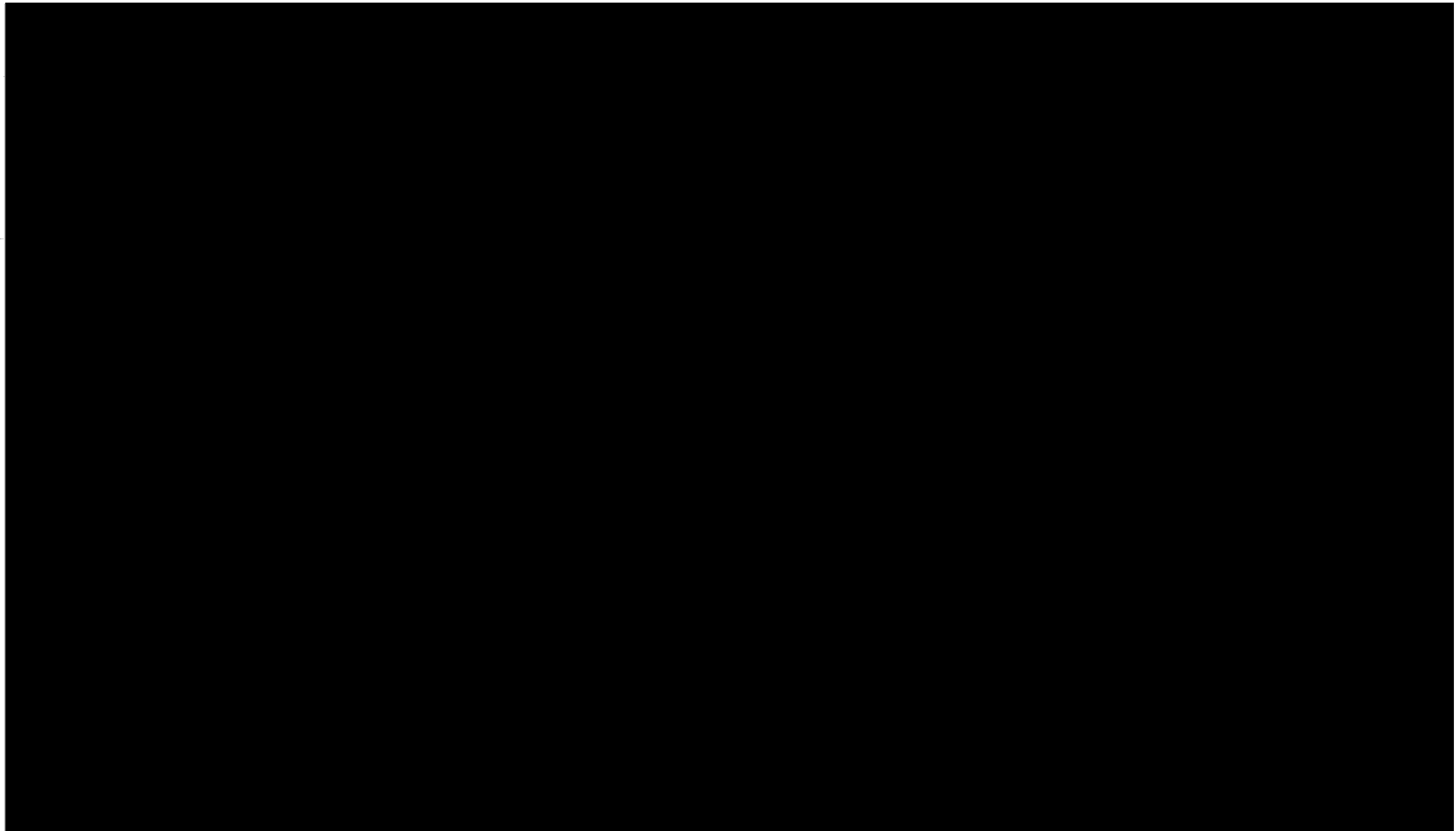
第3-3図(1) 第1酸回収系 系統図(室等の漏えい拡大防止)



第3-3図(2) 第1酸回収系 系統図(室等の漏えい拡大防止)



第 3 - 3 図 ( 3 ) 第 1 酸回収系 系統図 ( 室等の漏えい拡大防止)



第1.2.6.1.2-1図  
第2酸回収系の系統図(その1)

図-ハ-1-8-1 M

1

第3-4図 第2酸回収系 系統図(室等の漏えい拡大防止)

(b) 第24条：廃棄施設

i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】

酸回収系の【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る主流路（第3－5図及び第3－6図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（廃ガスの排気系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

(i) 第1酸回収系

- 精留塔⇒〔分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス処理系※〕  
（第3－5図参照）

※第1酸回収系と分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系との設備区分点は、第1酸回収系配管と分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の配管との合流部（溶接線）とする。

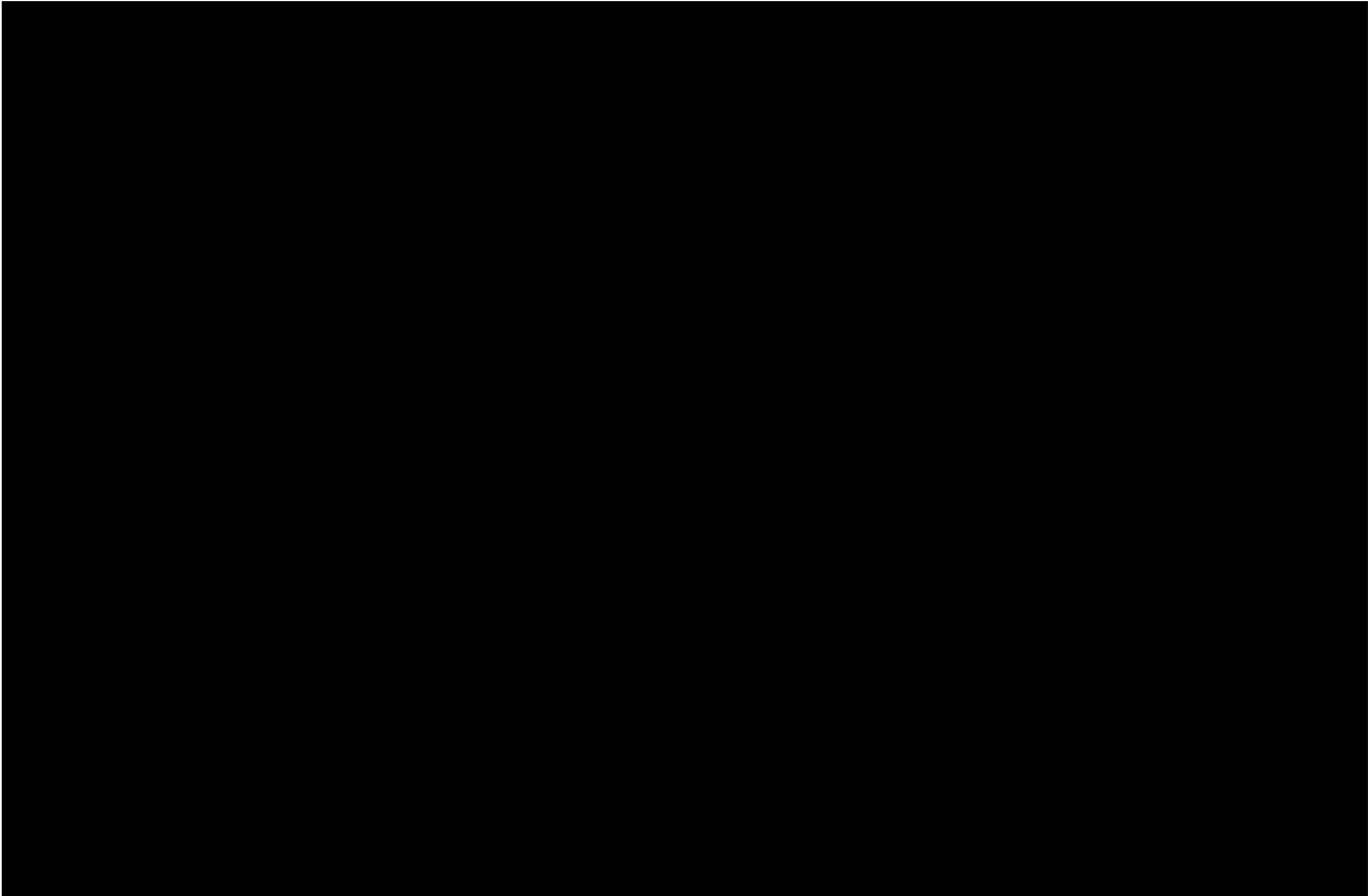
また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-1-2-2 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系」に示す。

(ii) 第2酸回収系

- 精留塔⇒〔精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス処理系（                    ）※〕  
（第3－6図参照）

※第2酸回収系と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（                    ）との設備区分点は、第2酸回収系配管と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（                    ）の配管との合流部（溶接線）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-1-2-8 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）」で示す。

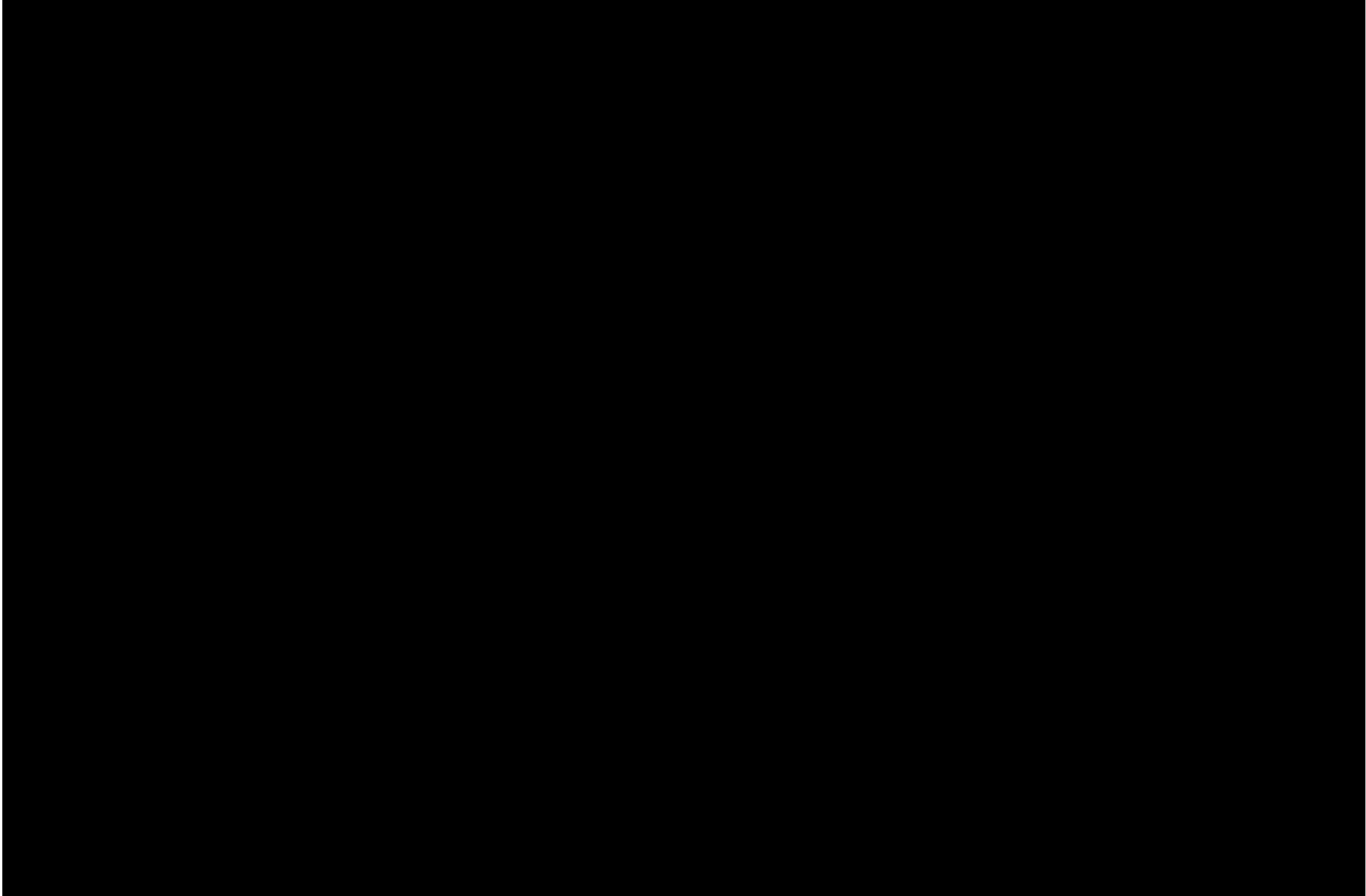


第1.2.6.1.1-1図  
第1酸回収系の系統図

図-ハ-1-7-1 G

第3-5図 第1酸回収系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気)





第1.2.6.1.2-1図  
第2酸回収系の系統図(その1)

図-ハ-1-8-1 M


1

第3-6図 第2酸回収系 系統図(放射性気体廃棄物の処理及び排気)

ii. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】

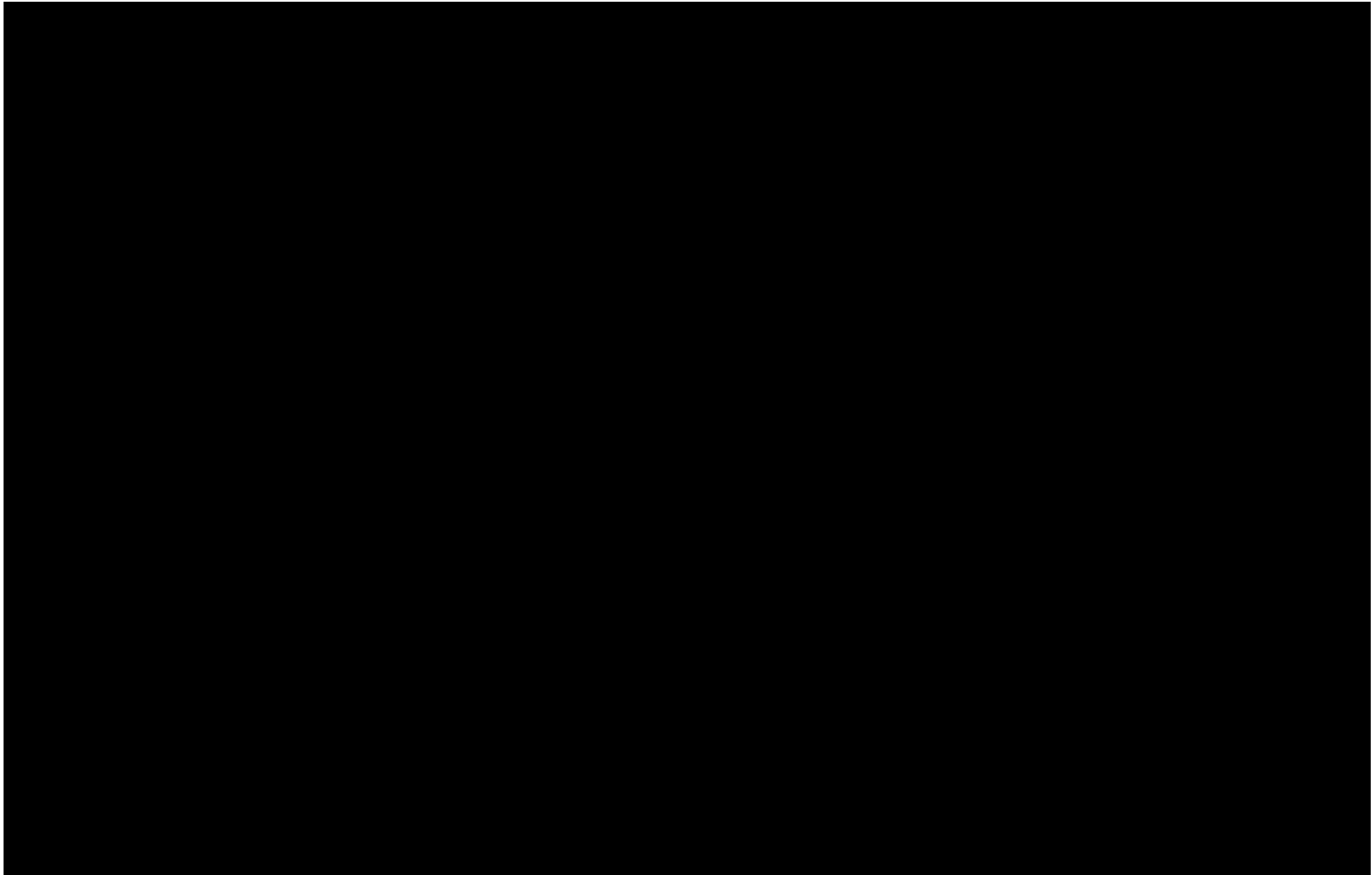
第1酸回収系の【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（廃液処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

-  ⇒ [第2低レベル廃液受槽※]  
(第3-7図参照)

※低レベル廃液処理設備 第2低レベル廃液処理系の第2低レベル廃液受槽と第1酸回収系との設備区分点は、第1酸回収系配管と第2低レベル廃液処理系 廃液受入ヘッダ配管との合流部（溶接線）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-2-2 低レベル廃液処理設備」で示す。



第1.2.6.1.1-1図  
第1酸回収系の系統図

図-ハ-1-7-1 G

1

第3-7図 第1酸回収系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄)

b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能

(a) 第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

i. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】

第1 酸回収系の【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。


なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。



<凝縮液回収系からの凝縮液回収ライン>

- [凝縮器<sup>※1</sup>] ⇒ <sup>※2</sup> (第3－8図参照)

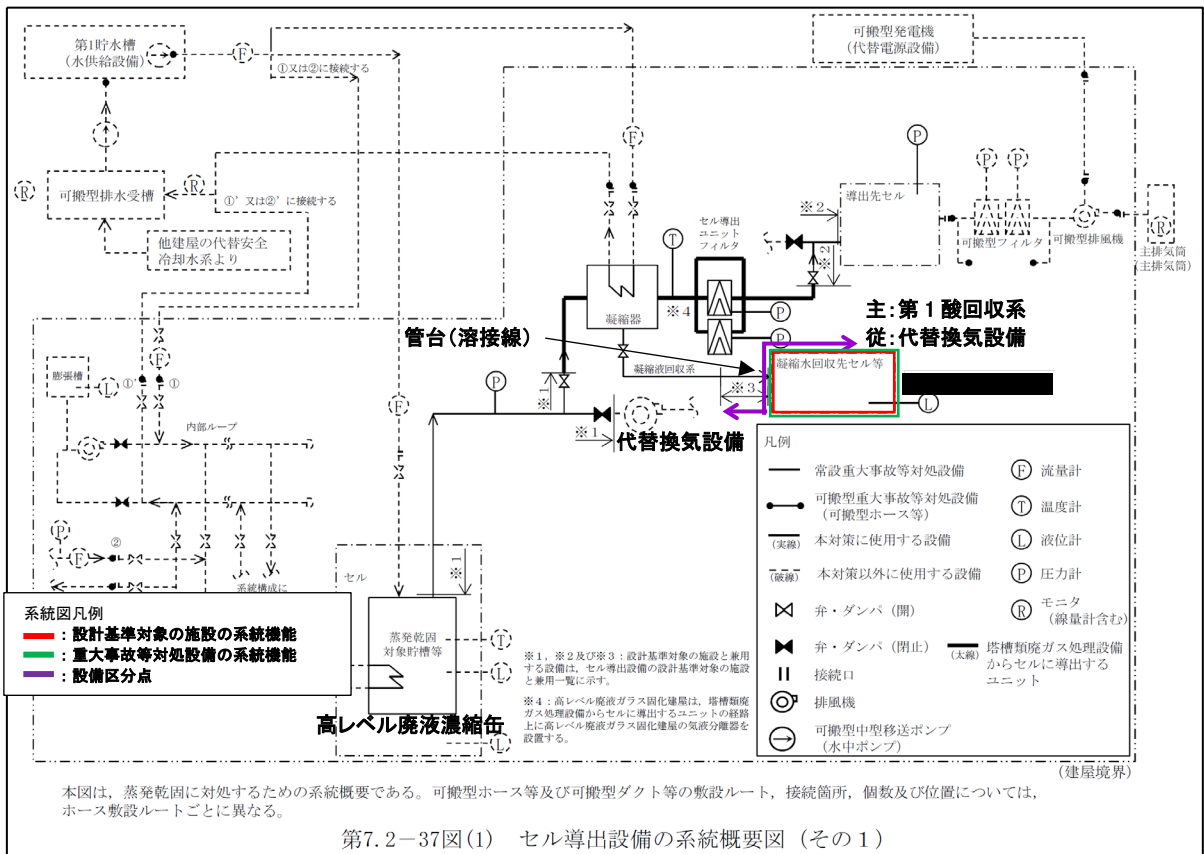
※1 代替換気設備

※2 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。

【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】に係る酸回収系の主配管は、

  
、酸回収系には【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】に係る主配管はない。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-1-5 代替換気設備」に示す。



第3-8図 代替換気設備 (セル導出設備) 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-37図(1)抜粋)

#### (4) 留意事項

共通 09 本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。再処理施設の各設備に共通する、主流路として設定しない対象の基本的な考え方について、発電炉工認ガイドに示すものを参考として「別紙 1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に示す。

2. (3) にて整理した各条文の系統機能を担保している酸回収系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要を第 4-1 図、第 4-2 図及び第 4-1 表に示す。

なお、主流路上に設置される弁、フィルタ等については、当該設備に要求される系統として機能、性能を達成するために仕様等で適合性を示す弁、フィルタ等は主要機器として抽出するが、それ以外の流路を形成する弁、フィルタ等である場合は主要機器として抽出しない。

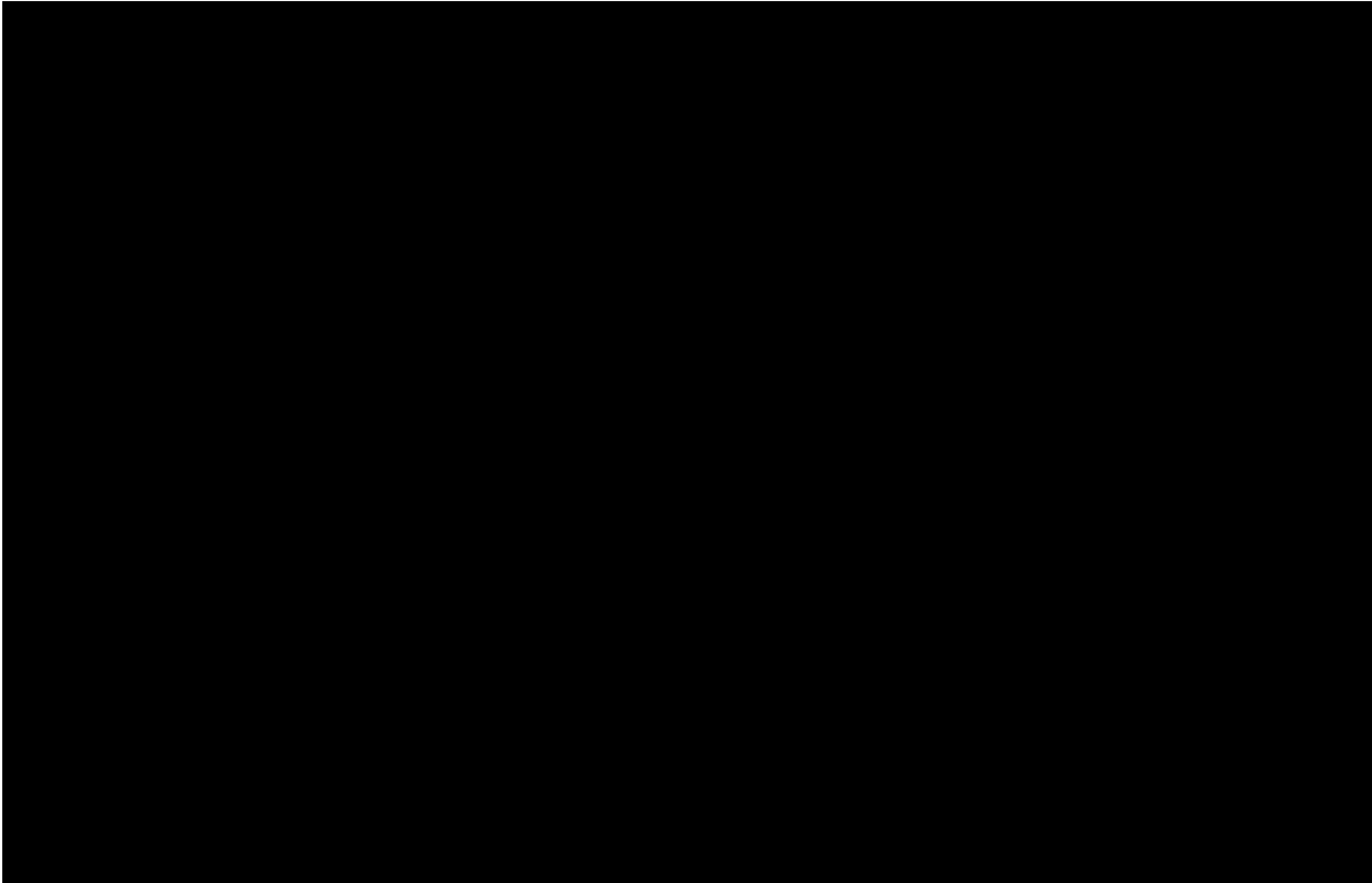
上記以外の酸回収系の特徴を踏まえた主流路を設定する上での留意事項について、以下に示す。

##### a. 主流路を設定しない範囲

酸回収系において主流路としない範囲及び理由を以下に示す。

- 各建屋からの使用済みの硝酸を含む廃液から硝酸を回収するラインは、発電炉の廃液処理設備等の主流路範囲を参考とし、使用済みの硝酸を含む廃液を収集する貯槽（第 1 酸回収系の第 1 供給槽、第 2 供給槽、低レベル無塩廃液受槽、相分離槽及び第 2 酸回収系の油水分離槽、供給液受槽、低レベル無塩廃液受槽）を始点として主流路を設定しているため、各建屋からの使用済み硝酸の受入れラインは、主流路と設定しない。（第 4-1 図及び第 4-2 図参照）
- 高レベル廃液処理設備への濃縮液移送ラインは、蒸発缶の濃縮液を高レベル廃液処理設備に移送するラインであり、移送する廃液は低レベル廃液であり、万が一漏えいが発生した場合でも影響は小さいことから主流路と設定しない。（第 4-1 図及び第 4-2 図参照）
- 精留塔からの一部の濃縮液戻りラインは、精留塔の塔底液が蒸発操作で放射能等が濃縮された濃縮液を供給槽へ戻して再度蒸発処理する再循環ラインであり、放射性トリチウムを低レベル廃液処理設備へ移送し、海洋廃棄するために必要なラインを主流路として設定していることから再循環ラインは主流路と設定しない。（第 4-1 図及び第 4-2 図参照）

- 精留塔で回収した回収硝酸を各設備へ供給する再利用ラインは、放射性ユーティリティの供給ラインであり、万が一漏えいが発生した場合でも影響は小さいことから主流路と設定しない。(第4-1図及び第4-2図参照)



— : 設備区分点

第1.2.6.1.1-1図  
第1酸回収系の系統図

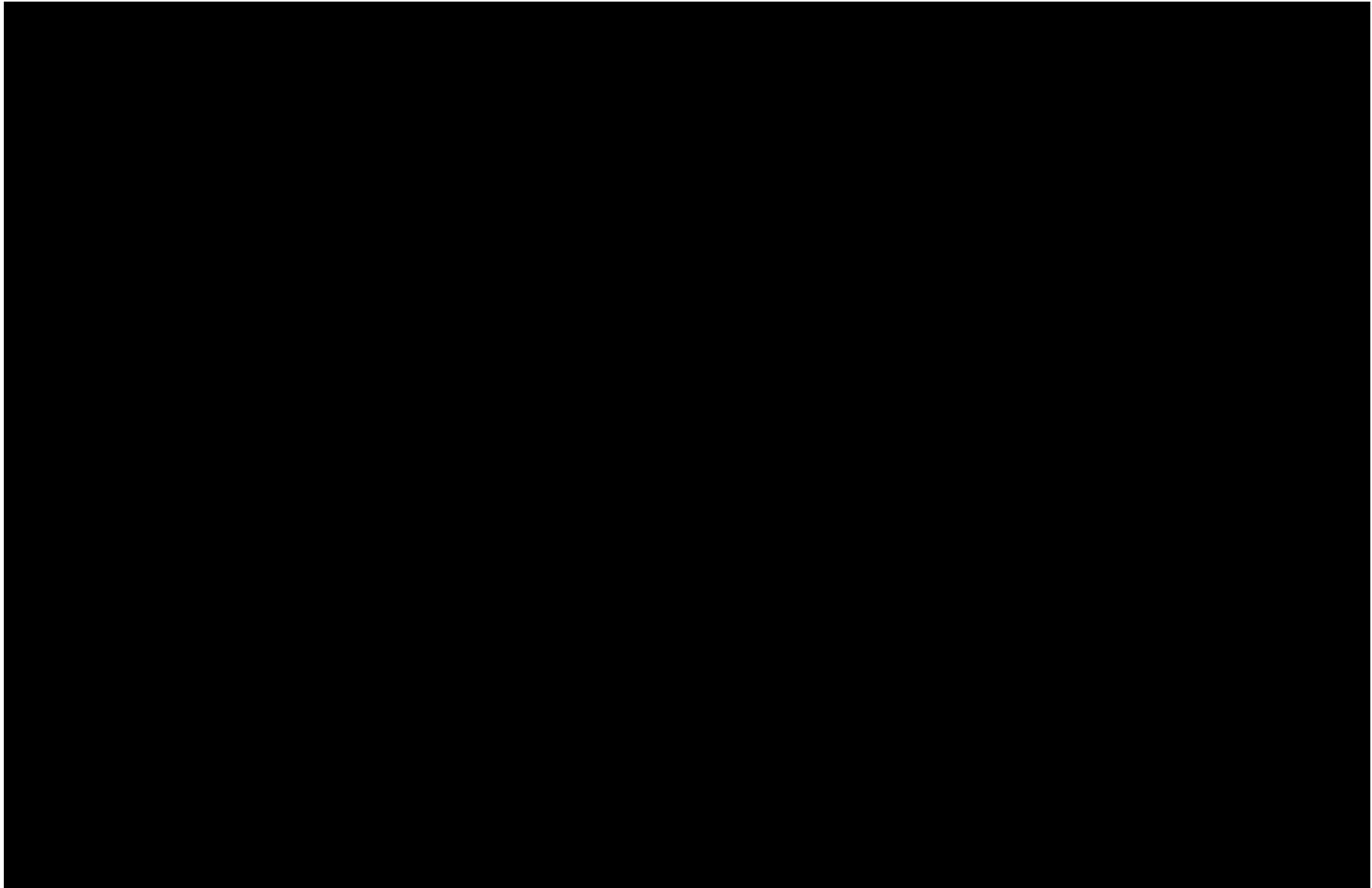
図-ハ-1-7-1

G

I

第4-1図 第1酸回収系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図





— : 設備区分点

第2酸回収系の系統図 (その1)

図-ハ-1-8-1

M

第4-2図 第2酸回収系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方  
(別紙1-2-6 抜粋)

分類	主流路としない理由の類型	主流路としない対象	具体的理由
A	ドレン・ベントライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン</li> <li>・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのドレンライン</li> <li>・開放容器等の機器ベントライン</li> <li>・系統に液張り（容器内への液張り、容器等シール部への液張り）を行う液張りライン</li> <li>・機器等の保護の観点で設置するベントライン</li> </ul>	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない。
B	バイパスライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計器（流量計）の保守時に使用するバイパスライン</li> <li>・容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン</li> </ul>	
C	テストライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル</li> <li>・保守時における系統試験を行うためのテストライン</li> </ul>	
D	除染・洗浄ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン</li> </ul>	
E	ミニマムフローライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー（迷がし）ライン</li> </ul>	機器故障を防止するために使用するラインであるため、主流路としない。
F	オーバーフローライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン</li> </ul>	機器故障等で万が一使用する非定常ラインであるため、主流路としない。
G	循環（攪拌）ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶液等のポンプ（動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット）による攪拌ライン</li> <li>・圧縮空気（かいはん用空気によるバルセータ含む）による攪拌ライン</li> <li>・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン</li> <li>・万が一基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン</li> <li>・万が一室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン</li> </ul>	<p>溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない。</p> <p>熱交換により発生する凝縮水を回収（循環）する目的で使用するラインであるため主流路としない。</p> <p>再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。</p>
H	サンプリングライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析試料を採取するためのサンプリングライン</li> <li>・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン</li> </ul>	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路とし
I	計装ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チュービング（計装用空気配管）、ガイドパイプ</li> </ul>	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
J	機器駆動用サポートライン (スチームジェットポンプ等の安全機能に関するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット、フルイディックポンプ、MERC交換型遠心ポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン</li> </ul>	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。
K	小型機器等からの排気ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型ポット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン</li> </ul>	廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
L	液調整、置換、保守等を行うための一般ユーティリティライン (安全機能に関するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質等を含まない一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬）</li> <li>・管路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬）</li> <li>・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用する一般ユーティリティライン</li> </ul>	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への安全冷却水供給ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崩壊熱除去評価対象外であり、安全上重要な施設の安全機能の支援*に係らない貯槽、冷凍機等への安全冷却水を供給するライン</li> </ul> <p>*安全空気圧縮装置、非常用ディーゼル発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のセル内クーラー等へ安全冷却水を供給する系統は主流路</p>	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
N	将来増設用ライン (安全機能に影響するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン</li> </ul>	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。
O	換気設備の給気系ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外気取り入れ口から送風機を経由して各室まで送風するライン</li> </ul>	廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調用のラインであり、主流路としない。
個別	分類A～Nの共通の理由以外のライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1-2 本文2. (4)に記載の対象。</li> </ul>	別紙1-2 本文2. (4)に記載の理由。

### 3. 要求される耐震クラスの考え方

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設」、「添付書類六 第1.6-5表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類」及び「添付書類六 第1.7.18-1表」（以下、「クラス別施設表」という。）を踏まえて実施する。

酸回収系に係る申請対象設備の耐震クラスの全体像を第5-1図～第5-11図に示す。

#### <安全機能を有する施設の主配管の耐震設計>

条文	系統機能	主配管名称	安全機能を有する施設		
			S	B/C	1.2Ss
第10条：閉じ込めの機能	放射性物質の保持機能	主配管（溶液保持系）	—	○	—
	室等の漏えい拡大防止	主配管（漏えい拡大防止系）	—	○	—
第24条：廃棄施設	放射性気体廃棄物の処理及び排気	主配管（廃ガス処理系）	—	○	—
	放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	主配管（低レベル廃液処理系）	—	○	—

#### <安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震 S クラス（耐震重要施設）

B/C：耐震 B/C クラス

1.2Ss：基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設等に示す主要機器の耐震設計に準じた設計を原則とし、安全上重要な施設の安全機能を確保する上で必要な主配管の範囲が耐震 S クラス、それ以外の主配管の範囲は耐震 B/C クラスであり、酸回収系の耐震設計は、機能喪失した場合の影響が S クラスに属する施設に比べて低い設備であるため、耐震 B/C クラスである。

酸回収系の機器のクラス別施設、設備分類、安全機能に対する設備の耐震設計を以下に示す。

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋(1/2)

(つづき)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)			補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注10)	波及的影響を考慮すべき設備 (注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
B	2) 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破壊により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く) (つづき)	精製施設	ウラン濃縮缶	B			機器等の支持構造物	B	精製棟屋	
			TBP洗浄塔	B						
			プルトニウム洗浄器	B						
			ウラン逆抽出器 逆抽出液TBP洗浄器 第5一時貯留処理槽 第8一時貯留処理槽 第9一時貯留処理槽	B B B B B						
脱硝施設	濃縮缶	B			機器等の支持構造物	B	ウラン脱硝棟屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝棟屋			
	脱硝塔	B								
	硝酸ウラン貯槽 溶脱炉 還元炉 混合機 粉末充てん機	B B B B B								
	酸及び溶媒の回収施設	酸回収設備 蒸発缶 精留塔	B B B							機器等の支持構造物
第1洗浄器	B									
第2洗浄器	B									
第3洗浄器 蒸発缶 溶媒蒸留塔	B B B									
製品貯蔵施設	貯蔵室クレーン 貯蔵台車 荷運搬送台車	B					ウラン酸化物貯蔵棟屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵棟屋			
		B								
		B								

6-1-306

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋(2/2)

(つづき)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)			補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注10)	波及的影響を考慮すべき設備 (注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
C	S、Bクラスに属さない施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料輸送容器管理棟屋天井クレーン	C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料輸送容器管理棟屋(注8) 使用済燃料受入れ・貯蔵棟屋	
			使用済燃料輸送容器移送台車	C						
			使用済燃料輸送容器保守設備	C						
		気体廃棄物の廃棄施設	S及びBクラス以外の塔槽類気体処理設備及び換気設備	C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料受入れ・貯蔵管理棟屋 低レベル廃液処理棟屋	
液体廃棄物の廃棄施設	第2放出前貯槽	C								
	第2海洋放出ポンプ 海洋放出管	C C								
		第2海洋放出ポンプを経て第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲	C							
		低レベル廃液処理設備	C							
		MOX燃料加工施設との取合いに係る配管								

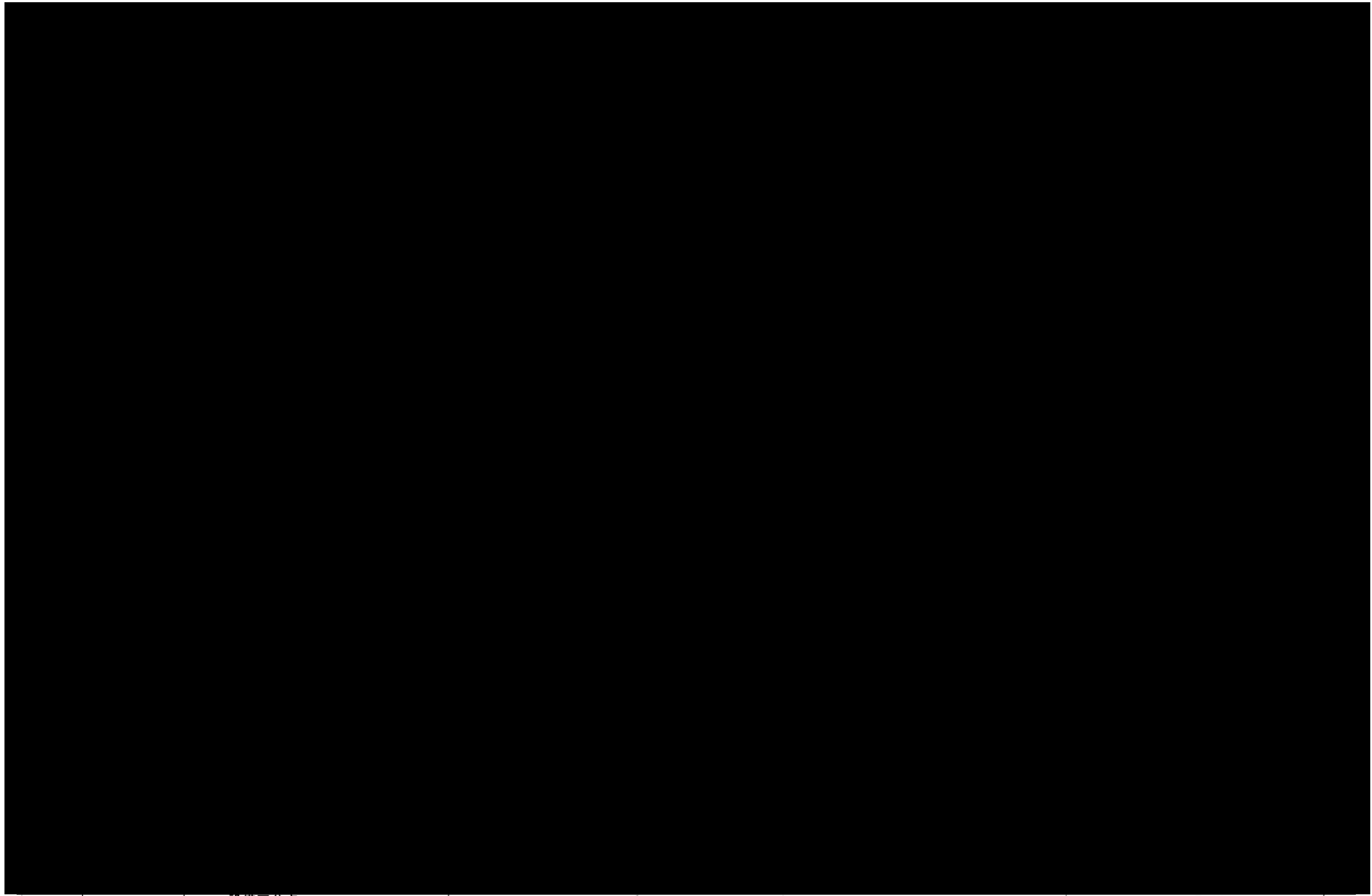
6-1-309

添付書類六 第1.6-5表  
 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 抜粋

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔（ ）内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその機器重要度分類〕		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物	建物・ 構築物	
	設備名称	構成する機器	設備	機器重要 度分類		分類	直接支持構造物			間接支持構造物
内部ループ過水による冷却	代替安全冷却水系	内部ループ配管・弁	安全冷却水系	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋	Sa	-
		冷却コイル配管・弁								
		高圧ジェット配管・弁								
		冷却水戻排本配管・弁								
本供給設備	第1貯水槽	第41条に記載								
貯槽等への注水	代替安全冷却水系	機器注本配管・弁 冷却水注本配管・弁	安全冷却水系	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋	Sa	-
	本供給設備	第1貯水槽	第41条に記載							
冷却コイル等への過水による冷却	代替安全冷却水系	冷却コイル配管・弁	安全冷却水系	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋	Sa	-
		高圧ジェット配管・弁								
		冷却水戻排本配管・弁								
		本供給設備								
セルへの導出経路の構築及び代替セルの開放による対応	セル導出設備	配管・弁	格納建屋ガス処理設備	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋	Sa	-
		隔離弁								
		格納建屋ガス処理設備からセルに導出するユニット								
		セル導出ユニットフィルタ								
		凝縮器								
		予備凝縮器								
		高レベル廃液濃縮用凝縮器								
		第1エジェクタ凝縮器								
		気液分離器								
		凝縮液回収系								
		ダクト・ダンパ								
		代替安全冷却水系								
本供給設備	第1貯水槽	第41条に記載								
代替セル排水系	ダクト・ダンパ	建屋換気設備	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋、 基礎	Sa	-	
	主排気扇	(主排気扇)	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	-	-	支持構造、基礎	Sa	-	

添付書類六 第1.7.18-1表  
 主要な重大事故等対処設備の設備分類 抜粋

第1.7.18-1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類									
第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備									
系統機能	設備		重大事故等対処設備 の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置、 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器			常設/可搬型	分類		内的事象	外的事象
セルへの導出経路の構築及び代替セルの開放による対応	セル導出設備	配管・弁	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	格納建屋ガス処理設備
		隔離弁	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内		
		格納建屋ガス処理設備からセルに導出するユニット	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内		
		セル導出ユニットフィルタ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内		
		凝縮器	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内		
		予備凝縮器	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内		
		高レベル廃液濃縮用凝縮器	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内		
		第1エジェクタ凝縮器	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内		
		気液分離器	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内		
		凝縮液回収系	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内		



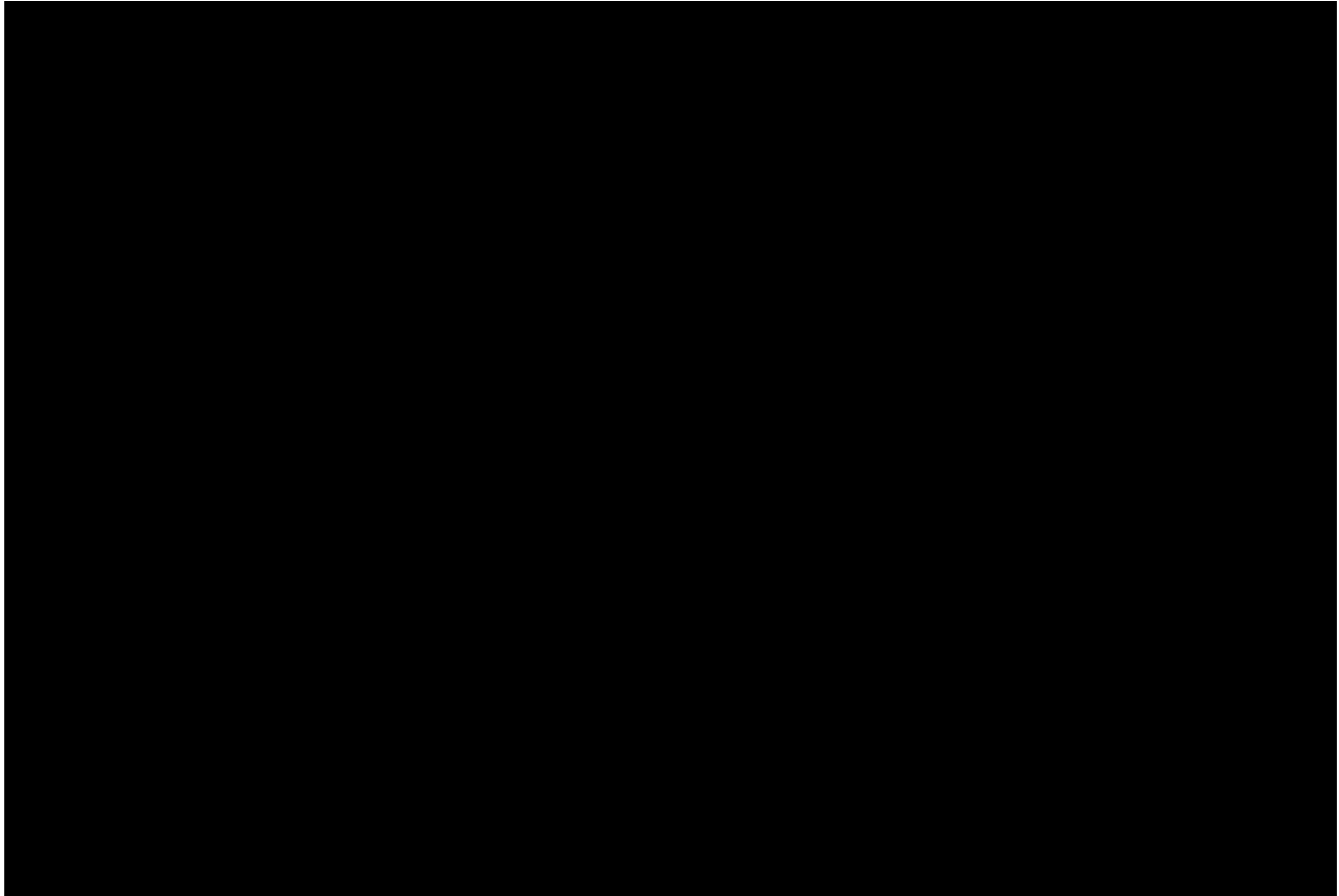
— : 設備区分点

第1.2.6.1.1-1図  
第1酸回収系の系統図

図-ハ-1-7-1 G

1

第5-1図 第1酸回収系の耐震クラス範囲の概要図



第2酸回収系の耐震域 (その1)

図-ハ-1-8-1 M

第5-2図 第2酸回収系の耐震クラス範囲の概要図

#### 4. 抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付3」に示す。抽出結果を反映した申請対象設備リストを「添付2」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙1-2-6」に示す。

また、酸回収系の設計図書等の色塗りについては、兼用設備があることから、主流路となる範囲が明確になるように着色（設計基準対象の施設に係る系統機能は赤、重大事故等に係る系統機能は緑）する。

以上



## 添付 1

### 別紙 2 機能要求②抜粋

(第 1, 第 2 酸回収系)

### 共通09 別紙 2 一覧参照

No.	名称
7	第 10 条 : 閉じ込めの機能
20	第 24 条 : 廃棄施設

## 添付 2

申請対象設備リスト

(第 1, 第 2 酸回収系)

申請対象設備リスト（系統設備）  
(1/1)

番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 組付け番号	エレベンス 組付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SAKS分	耐震設計	兼用 (主従)	非用 (主従)	備考
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	酸回収設備	第1酸回収系	—															
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	溜えい液受皿	回収槽セル溜えい液受皿	容器	10条-6	機-02-1	AA	1	②-3	既設	非自重	—	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1供給槽	第1供給槽	容器	10条-1 【代替換気設備】 10条-6,32	機-03-1	AB	1	②-3	既設	非自重	常設SA	B/(S), 1, 2Ss	主：第1酸回収系 従：代替換気設備	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第2供給槽	第2供給槽	容器	10条-1 【代替換気設備】 10条-6, 32	機-03-2	AB	1	②-3	既設	非自重	常設SA	B/(S), 1, 2Ss	主：第1酸回収系 従：代替換気設備	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	蒸発缶	蒸発缶（加熱部）	容器	10条-1	機-03-3	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	蒸発缶	蒸発缶（気液分離部）	容器	10条-1	機-03-4	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	精留塔	精留塔（精留部）	容器	10条-1	機-03-5	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	精留塔	精留塔（加熱部）	容器	10条-1	機-03-6	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	溜えい液受皿	廃液受槽セル溜えい液受皿	容器	10条-6	機-03-7	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	溜えい液受皿	第1酸回収供給槽セル溜えい液受皿	容器	10条-6	機-03-8	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	溜えい液受皿	第1酸回収蒸発缶セル溜えい液受皿	容器	10条-6	機-03-9	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	溜えい液受皿	第1酸回収精留塔セル溜えい液受皿	容器	10条-6	機-03-10	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	溜えい液受皿	第1酸回収回収貯槽セル溜えい液受皿	容器	10条-6	機-03-11	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	低レベル無塩廃液受槽	容器	10条-1	機-03-12	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	相分離槽	容器	10条-1	機-03-13	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	回収水受槽	容器	10条-1 24条-4	機-03-14	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	回収硝酸受槽	容器	10条-1	機-03-15	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	供給液分配器	容器	10条-1	機-03-16	AB	1	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管（溶液保持系）	主配管	10条-1	配-03-1	AB	一式	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管（溶液保持系、低レベル廃液処理系）	主配管	10条-1 24条-4	配-03-2	AB, AT, AD	一式	②-3	既設	非自重	—	C/ B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管（溜えい拡大防止系）	主配管	10条-6	配-03-3	AB	一式	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管（廃ガス処理系、低レベル廃液処理系）	主配管	10条-1, 14, 16 24条-3	配-03-4	AB	一式	②-3	既設	非自重	—	B/-	—	—

申請対象設備リスト (単体設備)  
(1/1)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 組付け番号	エビデンス 組付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SAIS分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—															
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	配管収納容器	AT05配管収納容器2	容器	10条-7	機-07-1	AT	一式	②-3	既設	非安重	—	B-2/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	主配管(溶液保持系)	主配管	10条-1	配-07-1	AT	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	排水分離槽	排水分離槽	容器	10条-1	機-04-1	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	供給液受槽	供給液受槽	容器	10条-1	機-04-2	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	供給液中間貯槽	容器	10条-1	機-04-3	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	供給槽	供給槽	容器	10条-1	機-04-4	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	回収液受槽	回収液受槽	容器	10条-1	機-04-5	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	低レベル無塩廃液受槽	容器	10条-1	機-04-6	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	蒸発缶	蒸発缶	容器	10条-1	機-04-14	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	精留塔	精留塔	容器	10条-1	機-04-15	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	第2酸回収供給槽セル溜えい液受皿	容器	10条-6	機-04-16	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	第2酸回収蒸発缶セル溜えい液受皿	容器	10条-6	機-04-24	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	第2酸回収濃縮液受槽セル溜えい液受皿	容器	10条-6	機-04-25	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	溜えい液受皿	第2酸回収精留塔セル溜えい液受皿	容器	10条-6	機-04-26	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	溜えい液受皿	第2酸回収回収液受槽セル溜えい液受皿	容器	10条-6	機-04-27	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	主配管(溶液保持系)	主配管	10条-1	配-04-1	AC	一式	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体：使用済硝酸、回収硝酸
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	主配管(臭ガス処理系)	主配管	10条-14,16 24条-3	配-04-2	AC	一式	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体：臭ガス
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	—	洗浄液受皿グループボックス	洗浄液受皿グループボックス	10条-14,16	機-05-2	CA	1	②-3	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	主配管(溜えい液回収系)	主配管	10条-6	配-05-1	BA, CA	一式	②-3/②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体：ウラン及びプルトニウムを含む溶液

申請対象設備リスト（系統設備）  
(1/1)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—															
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	回収槽セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-02-1	AA	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1供給槽	第1供給槽	容器	10条-1 【代替換気設備】39 条-6,32	機-03-1	AB	1	②-3	既設	非安重	常設SA	B/(S),1,2Ss	主：第1酸回収系 従：代替換気設備	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第2供給槽	第2供給槽	容器	10条-1 【代替換気設備】39 条-6,32	機-03-2	AB	1	②-3	既設	非安重	常設SA	B/(S),1,2Ss	主：第1酸回収系 従：代替換気設備	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	蒸発缶	蒸発缶(加熱部)	容器	10条-1	機-03-3	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	蒸発缶	蒸発缶(気液分離部)	容器	10条-1	機-03-4	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	精留塔	精留塔(精留部)	容器	10条-1	機-03-5	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	精留塔	精留塔(加熱部)	容器	10条-1	機-03-6	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	廢液受槽セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-03-7	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	第1酸回収供給槽セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-03-8	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	第1酸回収精留塔セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-03-9	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	第1酸回収精留塔セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-03-10	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	第1酸回収硝酸貯槽セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-03-11	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	低レベル無塩廢液受槽	容器	10条-1	機-03-12	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	相分離槽	容器	10条-1	機-03-13	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	回収水受槽	容器	10条-1 24条-4	機-03-14	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	回収硝酸受槽	容器	10条-1	機-03-15	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	供給液分配器	容器	10条-1	機-03-16	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管(溶液保持系)	主配管	10条-1	配-03-1	AB	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体：回収酸及び低レベル 液体放射性廃棄物等
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管(溶液保持系,低レベル廢液処理系)	主配管	10条-1 24条-4	配-03-2	AB,AT,AD	一式	②-3	既設	非安重	—	C/ B/-	—	—	流体：回収酸及び低レベル 液体放射性廃棄物等
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管(漏えい拡大防止系)	主配管	10条-6	配-03-3	AB	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体：回収酸及び低レベル 液体放射性廃棄物等
	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管(廢ガス処理系,低レベル廢液処理系)	主配管	10条-1,14,16 24条-3	配-03-4	AB	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体：低レベル気体放射性 廃棄物等

### 添付 3

申請対象設備抽出結果

(第 1, 第 2 酸回収系)

## (1) 第1酸回收系

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-02-1	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	回収槽セル漏えい液受皿	容器	AA	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-1	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1供給槽	第1供給槽	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	常設SA	B/(S), 1. 2Ss	主: 第1酸回収系 従: 代替換気設備	—	
機-03-2	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第2供給槽	第2供給槽	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	常設SA	B/(S), 1. 2Ss	主: 第1酸回収系 従: 代替換気設備	—	
機-03-3	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	蒸発缶	蒸発缶(加熱部)	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-4	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	蒸発缶	蒸発缶(気液分離部)	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-5	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	精留塔	精留塔(精留部)	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-6	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	精留塔	精留塔(加熱部)	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-7	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	廃液受槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-8	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	第1酸回収供給槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-9	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	第1酸回収蒸発缶セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-10	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	第1酸回収精留塔セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-11	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	漏えい液受皿	第1酸回収回収硝酸貯槽セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-12	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	低レベル無塩廃液受槽	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-13	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	相分離槽	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-14	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	回収水受槽	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-15	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	回収硝酸受槽	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-16	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	供給液分配器	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	



抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-03-1	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管(溶液保持系)	主配管	—	AB	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体:回収酸及び低レベル液体放射性廃棄物等
配-03-2	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管(溶液保持系,低レベル廃液処理系)	主配管	—	AB,AT,AD	一式	②-3	既設	非安重	—	C/- B/-	—	—	流体:回収酸及び低レベル液体放射性廃棄物等
配-03-3	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管(漏えい拡大防止系)	主配管	—	AB	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体:回収酸及び低レベル液体放射性廃棄物等
配-03-4	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第1酸回収系	—	第1酸回収系	主配管(廃ガス処理系,低レベル廃液処理系)	主配管	—	AB	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体:低レベル気体放射性廃棄物等

## (2) 第2酸回收系

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-04-1	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	油水分離槽	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-2	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	供給液受槽	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-3	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	供給液中間貯槽	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-4	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	供給槽	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-5	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	回収硝酸受槽	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-6	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	低レベル無塩廃液受槽	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-14	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	蒸発缶	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	
機-04-15	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	精留塔	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	
機-04-16	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	第2酸回収供給槽セル漏えい液受皿	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-24	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	第2酸回収蒸発缶セル漏えい液受皿	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-25	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	第2酸回収濃縮液受槽セル漏えい液受皿	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-26	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	第2酸回収精留塔セル漏えい液受皿	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-27	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	第2酸回収回収硝酸受槽セル漏えい液受皿	容器		AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
配-05-1	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	第2酸回収系	主配管(漏えい液回収系)	主配管		BA, CA	一式	②-3/②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：ウラン及びプルトニウムを含む溶液
機-07-1	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	配管収納容器	AT05配管収納容器2	容器	AT	一式	②-3	既設	非安重	—	B-2/-	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】			設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考		
配-04-1	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	主配管(溶液保持系)	主配管	—	AC	一式	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体: 使用済硝酸、回収硝酸
配-04-2	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	主配管(廃ガス処理系)	主配管	—	AC	一式	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体: 廃ガス
配-05-1	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	主配管(漏えい液回収系)	主配管	—	BA, CA	一式	②-3/②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体: ウラン及びプルトニウムを含む溶液
配-07-1	再処理設備本体	酸及び溶媒の回収施設	—	酸回収設備	第2酸回収系	—	第2酸回収系	主配管(溶液保持系)	主配管	—	AT	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	

第1 酸回収系（酸及び溶媒の回収施設） ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタ、凝縮器で発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
7	G	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
11	L	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない
13	個別	Pu/HAW液保持に係らない分析設備のラインであり、主流路としない。
14	個別	Pu/HAW液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない。
15	個別	Pu/HAW液保持に係らない長期予備系のラインのため主流路としない。
16	個別	放射線レベル計計測槽のラインは主流路と設定しない。

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。





























共通09 別紙1-2-2-6-1-2 添付3  
 第2酸回収系（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋） ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタで発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパスラインであり主流路としない
7	F	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	F	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
11	L	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない
13	F	放射性廃液の回収ラインであり主流路としない
14	個別	漏えい液の回収系統を内包する二重管であり主流路としない

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。





























